

復本第741号
4新食第128号
20220411福局第1号
令和4年4月15日

一般財団法人食品産業センター 会長 殿

復 興 庁 統 括 官

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)

経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条の2の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、令和3年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「令和3年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき指導等を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、福島で生産された商品の販売不振の払拭に向けて一層協力をお願いする。

1 令和3年度調査の結果

令和3年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添の「令和3年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照いただきたい。

- (1) 重点6品目（米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメ）について、
 - ア 出荷量は震災前の水準まで依然回復していない。
 - イ 全国平均との価格差は徐々に縮小しているが、牛肉、桃など全国平均を下回る品目も見られる。
- (2) 仲卸業者等の「納入業者」が、納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価している認識の齟齬は総じてやや改善した。
- (3) 福島県産品の価格回復を図っていくには、対象品目ごとに課題を調査・整理し、仮説を立ててマーケティング活動に取り組むことが重要である。
- (4) 福島県産水産物の価格は、流通量よりも季節性が関与していることが明らかになった。また、流通事業者の要望する漁獲量増加や安定供給に向けて、関係者が連携し、出荷量の増大に計画的に取り組むことが大切である。

2 令和3年度調査の結果に基づく指導等

(1) 指導

貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- ① 東日本大震災によって福島県産品を取り扱わなくなった納入先に、様々な機会を捉えて取扱意向を確認すること。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- ② 引き続き、福島県産品であることのみをもって取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県産品と他県産品とを公平に選択するようにすること。

(2) 協力要請

現在、福島県や県内生産者団体等が実施する販売フェア等の取組を通じて、福島県産農産物等の食味が優れている等の魅力を発信し、積極的なマーケティングを行っている。このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- ① 「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等において、福島県産農産物等を積極的に販売する機会を設けるとともに、販売フェア等の常設的な取扱いに協力いただきたい。
- ② 消費者に直接接する立場から、福島県内の生産者等が行うマーケティングに積極的に参画するとともに、対象とする品目、手法、売り先に関して相談に乗るなど、福島県産品の販売回復に協力いただきたい。

(3) その他

令和3年度調査では、牛肉とあんぼ柿について、対象品目ごとに課題を調査・整理し、仮説を立ててマーケティング実証を行ったので、その実証調査結果を今後の販売促進の参考としていただきたい。

3 令和4年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

令和4年度においても、福島県産農産物等流通実態調査を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査へ積極的に協力いただきたい。